

心の豊かさが実感できる まちづくりへ

甲賀市の文化芸術の振興にかかる 基本方針答申

■宮本教育長に答申書を手渡す文化の
まちづくり審議会の久米修会長



甲賀市文化のまちづくり審議会から12月26日(水)、甲賀市の文化芸術の振興にかかる基本方針についての答申がありました。

この基本方針では、文化や芸術は、お互いを理解し、それぞれの地域の良さを大切にし、心の豊かさが実感できるための大切な要素としています。また、文化芸術の振興にかかる基本的な考え方、文化芸術のための施設及びその事業や運営方針、今後に向けて文化芸術の振興が果たす役割について示しています。

本市の文化や芸術に対する関心や期待の高まりに応えられるように、今後この基本方針をもとに施策を進めていきます。

問い合わせ
文化振興課 文化振興係
☎62-26626
FAX 62-26625

安全、安心のまちへ、警察と連携

暴力団員の市営住宅使用排除のための連携に関する協定締結

公営住宅における暴力団員の不法行為等については、平成19年4月20日、東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生するなど全国各地で問題が発生しています。

そこで市では、入居者と地域の安全のため、12月議会において暴力団員の市営住宅入居を制限し、暴力団員か否かを警察に照会できる暴力団排除に関する市営住宅管理条例の改正を行いました。

この条例を実行するためには、警察との連携協力が不可欠です。このため市では、甲賀警察署と暴力団排除の連携を進めるため、1月21日(月)に暴力団員の市営住宅使用排除のための連携に関する協定の調印を行いました。

この協定書は、入居者や同居する者が暴力団員か否かの照会と回答に関する条項、暴力団員の退去についての支援に関する条項等を定めたものです。

今後も、警察と連絡を密にして、反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、安全・安心のまちづくりに取り組んでいきます。



■今後の連携を誓って堅い握手、中嶋市長(中央)、高山甲賀警察署長(右)

問い合わせ 管理課 公営住宅担当
☎65-0609 FAX63-4601

軽自動車等の
廃車・名義
変更手続きを
お忘れなく!!



軽自動車税は、原動機付自転車、軽四輪、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(これらを軽自動車等と呼びます。)に対して、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。したがって、平成20年4月2日以降に廃車の手続きをされても、平成20年度の軽自動車税は課税されます。

「古くなって乗っていない」、「他人に売った」、「所有者が亡くなった」、「家族の中で所有者が変わった」などの場合は、廃車の手続き、名義変更の手続きを必ず行ってください。手続きを行わないとトラブルの原因になりますのでご注意ください。

なお、車種によって手続きをしていた場合、所や必要書類が異なりますので事前に問い合わせただき、ご確認ください。

また、盗難にあった場合は警察署に盗難届を提出し、盗難届出証明書を持参し廃車の手続きを行ってください。

問い合わせ 税務課 市民税係
☎65-0679 FAX 63-4574